

レジュメの消化が1回分遅れています。このレジュメは第12回分と合わせて、1月15日の講義で使います。1月22日は試験です。

冬休みには、法律と条例の関係を徹底的に勉強して下さい。これがメインディッシュになります。オードブルとデザートは、「事務の区分と国の関与」、それから第12回のレジュメに登場する「住民訴訟の間接統制機能」です。この言葉の意味がよくわからない方は、原田尚彦先生の『地方自治の法としくみ』で調べてみて下さい。

持ち込みの六法は判例・解説のないものに限ります。必ず前日に確認しておいて下さい。疑いをかけられるような書き込みがないかどうかもチェックして下さい。

第11回 住民監査請求・住民訴訟

I. 監査委員と監査

1. 監査委員

(1)監査委員の定数（195条）

都道府県および政令で定める市 = 4人

その他の市および町村 = 2人

条例で定数の増加可能

(2)監査委員の選任（196条）

(a)任命権者

長が議会の同意を得て任命

(b)選任される者のカテゴリー

①識見を有する者

②議員・・・都道府県と政令で定める市では、2人または1人

その他の市または町村では、1人

(c)自治体OBの制限

識見を有する者のカテゴリーから選出される監査委員が複数（n人とする）である自治体の場合、(n-1)人以上は当該自治体OBでない者でなければならない。

2. 監査の種類

(1)一般監査

(a)財務監査（199条1項）

監査の回数

①定期監査・・・毎会計年度に少なくとも1回以上期日を定めて行う。

②随時監査・・・必要に応じて行う。

(b)事務監査（199条2項）

必要があると認める場合に行う。

(c)一般監査に際しての特別留意事項

- ①住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果（2条14項）
- ②組織および運営の合理化、規模の適正化（2条15項）

(2)請求による監査

当該普通地方公共団体の長から要求がある場合（自治法199条6項）

議会から要求がある場合（自治法98条2項）

(3)住民からの要求による監査

直接請求による事務監査の請求（自治法75条）

住民監査請求

3. 外部監査制度（252条の27以下）

1997年自治法改正で導入。弁護士、公認会計士など外部の専門家に監査を依頼するもの。外部監査契約を締結して行う。

- ①包括外部監査・・・外部監査人が隨時必要と認める特定の事項について監査を行う。都道府県、指定都市、中核市については義務付け。
- ②個別外部監査・・・長、議会、住民の請求する個別問題につき監査を行う。

II. 住民監査請求（242条）

1. 制度の概要と特色

(a)骨格

○直接請求とは違い、住民1人でも可。

○財務会計に関する違法・不当な行為ないし怠る事実を特定して行う。

※ 不当も審査対象になるところが住民訴訟との違い

○1年の期間

(b)対象の特定

①最判平成2年6月5日民集44巻4号719頁

他の事項から区別し特定して認識することができるよう個別的、具体的に摘示されていることが必要。

②最判平成18年4月25日民集60巻4号1841頁

地方公共団体が特定の事業を実施する場合に、当該事業の実施が違法又は不当であり、これにかかる経費の支出全体が違法又は不当であるとして住民監査請求をするときは、通常、当該事業を特定することにより、これにかかる複数の経費の支出を個別に摘示しなくても、対象となる行為とそうでない行為との識別は可能であるし、当該事業にかかる経費の支出がすべて違法又は不当であるという以上、これらを一体として違法性又は不当性を判断することが可能かつ相当ということができる。

II. 住民訴訟

1. 住民訴訟の目的

地方公共団体のなした違法な財務会計上の管理運営を糾して、地方公共団体の財務行政の適正な運営の確保を図る。

2. 制度の特色

(1)客觀訴訟 ⇄ 主觀訴訟

(a)民衆訴訟

行政事件訴訟法 5 条

(b)訴えを提起できる者

出訴権者は住民。住民は、自己の法律上の利益と関係なく、住民としての資格で訴えられる。納税者であることは要件ではない。 Cf.アメリカの納税者訴訟

(2)住民監査請求の前置

監査請求をしなかつた者は参加はできるが、原告にはなれない。

(3)出訴期間 (242 条の 2 第 2 項)

3. 請求の種類

1号請求：執行機関または職員に対する違法な財務会計上の行為の全部または一部の差止め請求。

* 滋賀新幹線駅事件（栗東市）・大津地判平成 18 年 9 月 25 日（朝日新聞 26 日記事）

2号請求：違法な行政処分の取消しまたは無効確認請求

* 前回レジュメ掲載のニューサンパレス事件判決

3号請求：執行機関または職員に対する違法に怠る事実の違法確認請求

* 多摩ニュータウン環境組合事件・東京地判平成 18 年 4 月 28 日判時 1944 号 86 頁

4号請求：地方公共団体が長や職員または第三者に対して有する損害賠償、不当利得返還等の請求権を適正に行使するよう、地方公共団体の執行機関または担当職員を被告にして求める訴訟